

[第 5 号議案]

「防災塾・だるま」規約の改定

1. 改定の趣旨
賛助会員制度の新規導入に伴う規約の改定

2. 規約改定の内容（下線部分が改定内容）

条項	改定部分	改定の内容
第 5 条 (会員の資格)	(会員の資格) 本会の会員は、機関・団体又は地域等で防災まちづくりに関する調査・研究或いは実践活動をしている者、若しくは防災まちづくりに関する意識と興味を持ち、今後防災まちづくり活動を実戦しようとする者で、本会の趣旨に賛同する者とする。	(会員の種類及び資格) 本会の会員は、次の 2 種とする。 (1) <u>正会員</u> 機関・団体又は地域等で防災まちづくりに関する調査・研究或いは実践活動をしている者、若しくは防災まちづくりに関する意識と興味を持ち、今後防災まちづくり活動を実戦しようとする者で、本会の趣旨に賛同して入会した個人。 (2) <u>賛助会員</u> 本会の趣旨に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体。
第 6 条 (会費)	第6条 本会の年会費は 1 人 1,000 円とし、年度初めに納入する。 2. 退会の場合、既納の会費は返金しない。 3. 年会費の納付が 1 年以上滞った場合は、退会の意思表示と見なす。	第6条 会員は、次に定める年会費を年度初めに納入しなければならない。 <u>正会員</u> 1,000 円 <u>賛助会員</u> 一口:5,000 円(一口以上) 2. 退会の場合、既納の会費は返金しない。 3. 年会費の納付が 1 年以上滞った場合は、退会の意思表示と見なす。
第 7 条 (役員等)	2. 前項役員の選出は <u>会員</u> の互選とし、その任期は 2 年とし再任は妨げない。	2. 前項役員の選出は <u>正会員</u> の互選とし、その任期は 2 年とし再任は妨げない。
第 8 条 (会議等)	2. 総会は、年度当初の 2 ヶ月以内に開催し、下記の主要事項について審議し、議決が必要な事項については <u>出席者</u> の過半数をもって決する。 4. 定例会は、会員相互の情報の共有・意見交換を行うため、原則として毎月 1 回行う。 また、総会の議決事項以外で議決が必要な事項は、定例会で審議し <u>出席者</u> の過半数をもって決する。	2. 総会は、年度当初の 2 ヶ月以内に開催し、下記の主要事項について審議し、議決が必要な事項については <u>正会員出席者</u> の過半数をもって決する。 4. 定例会は、会員相互の情報の共有・意見交換を行うため、原則として毎月 1 回行う。 また、総会の議決事項以外で議決が必要な事項は、定例会で審議し <u>正会員出席者</u> の過半数をもって決する。